省　令

○総務省令第五十七号

電波法の一部を改正する法律（令和元年法律第六号）の一部の施行に伴い、及び住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十一月十九日

総務大臣　高市　早苗

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［略］ ［2～30　略］ 31　法別表第一の二十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四条の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二　電波法第四条の二第二項の届出（次号及び第四号において「実験等無線局の開設の届出」という。）の受理又はその届出に係る事実についての審査 三　実験等無線局の開設の届出を行った者の届出事項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 四　実験等無線局の開設の届出を行った者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 五～十六　［略］ ［32～177　略］	（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［同上］ ［2～30　同上］ 31　［同上］ 一　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四条第一項の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ［新設］ ［新設］ ［新設］ 二～十三　［同上］ ［32～177　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、電波法の一部を改正する法律（令和元年法律第六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十一月二十日）から施行する。

○法務省令第四十号

道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第二十号）の施行に伴い、及び刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第百三条第二項第三号の規定に基づき、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十一月十九日

法務大臣　三好　雅子

刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令

刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成十八年法務省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の第一表及び第二表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

第一表

改正後	改正前
（法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情） **第六十四条**　法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情は、次に掲げる事情とする。 ［一・二　略］ 三　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十六条から第百十七条の二（第一号及び第三号に係る部分に限る。）まで、第百十七条の二の二（第一号、第三号及び第七号に係る部分に限る。）、第百十七条の三、第百十七条の四（第一号の二に係る部分に限る。）、第百十七条の五（第一号に係る部分に限る。）、第百十八条第一項（第一号、第二号、第三号の二、第七号及び第八号に係る部分に限る。）若しくは第二項若しくは第百十九条第一項（第一号から第二号の二まで、第三号の二、第四号、第五号（自動車を運転する行為に係る部分に限る。）、第七号、第九号から第十号まで、第十二号の二、第十二号の三及び第十五号に係る部分に限る。）の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第五条までの罪を犯した者について、交通安全に関する意識が低いこと。 四　［略］	（法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情） **第六十四条**　法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情は、次に掲げる事情とする。 ［一・二　同上］ 三　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十六条から第百十七条の二（第一号及び第三号に係る部分に限る。）まで、第百十七条の二の二（第一号、第三号及び第七号に係る部分に限る。）、第百十七条の三、第百十七条の五（第一号に係る部分に限る。）、第百十八条第一項（第一号、第二号、第七号及び第八号に係る部分に限る。）若しくは第二項若しくは第百十九条第一項（第一号から第二号の二まで、第三号の二、第四号、第五号（自動車を運転する行為に係る部分に限る。）、第七号、第九号から第十号まで、第十二号の二、第十二号の三及び第十五号に係る部分に限る。）の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第五条までの罪を犯した者について、交通安全に関する意識が低いこと。 四　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。